

27 西審個議第 3 号
平成 27 年 5 月 11 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の収集及び目的外利用について

平成 27 年 1 月 29 日付 26 西都都第 1002 号の諮問に対し、別紙のとおり答申
します。

別紙

個人情報の収集及び目的外利用についての答
申

平成 27 年 5 月 11 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の収集及び目的外利用について、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 市は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定による地区計画、用途地域等の都市計画の決定手続に当たり、区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者（以下「所有者等」という。）に対し必要な情報提供を行うため、説明会の案内その他の資料を送付している。
- (2) 送付に当たっては、不動産登記簿謄本に記載された者を所有者等と推定しているが、登記簿に記載された所有者等の住所は、登記後の住所変更等を反映していないことが多く、送付した資料等の相当数が宛先不明により返戻される状況にある。
- (3) 所有者等への説明及び情報提供を確実にを行うため、市が保有する固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先情報を所有者等への資料等の送付に利用することを予定している。

第2 個人情報の種別等

本人以外からの収集及び目的外利用をする個人情報の種別は、次のとおりである。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税義務者の氏名（法人名）
- (2) 固定資産税・都市計画税納税義務者の住所（所在地）
- (3) 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先氏名
- (4) 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先住所

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった都市計画決定に係る個人情報の本人以外からの収集、目的外利用及び本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

- (1) 個人情報を本人以外から収集し、及び目的外利用することについて

都市計画決定事務に必要な限度で、個人情報を本人以外から収集し（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 5 号に該当すること。）、及び資料の送付に利用すること（条例第 10 条第 2 項第 4 号に該当すること。）を認める。

- (2) 本人通知の例外について

個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項の例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、都市計画決定に係る個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用の理由について

(1) 公益上の必要性

法に基づく地区計画、用途地域等の都市計画の決定については、法第16条により計画案の作成前に公聴会（説明会）の開催等住民の意見を反映させる手続を、また、法第17条により計画決定前に計画案の縦覧及び意見書提出の手続を執ることとされている。

法第16条で、都市計画の案の作成前における公聴会等の開催に関し規定が設けられていることは、計画案の作成の段階で、計画決定により区域内の土地・建物に関し制限を課される可能性のある所有者等の意見をできるだけ反映させるべきとの趣旨に基づくものと解されているところである。

このような法の趣旨を踏まえ、都市計画決定手続において住民参加を図るには、当該計画地域内の所有者等に計画案に係る情報提供をする必要があることから、市の保有する固定資産税等納税通知書の送付先情報を利用することには、一定の公益上の必要性が認められると判断した。

(2) 個人情報の管理体制等

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

ア 提供する情報は、当該情報を保有する市民部資産税課が抽出したものを電子ファイルで作成し、庁内ネットワークを用いて都市整備部都市計画課に送付する。

イ 提供を受けた個人情報は、都市計画課長が管理責任者として、条例及び西東京市情報セキュリティポリシーに則り、適切に管理する。

ウ 都市計画決定手続の終了後、不要となった個人情報は、管理責任者の承認を得た上で、紙ベース又は記録媒体に記録されたものについては破砕等の物理的手段により、庁内サーバに記録された電子データについてはファイルの消去により確実に廃棄を行う。

以上の説明から、審議会は、提供された個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

2 個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用を本人に通知しないことについて

審議会は、個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用を本人へ通知することは、実施機関が当該情報に基づき都市計画に係る資料等を本人に

送付することが、本人通知に代わるものとなると考えられることから、行わないことについて妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

1 不要となった個人情報を実際に廃棄することについて

- (1) 本諮問は、法に基づく都市計画の決定手続に必要な個人情報について、庁内の他の実施機関から提供を受け、都市計画の資料等の送付に利用するものである。

提供を受けた個人情報について、実施機関からは、該当する地区の都市計画決定をもって事業終了とし、不要となった個人情報は速やかに廃棄するとの説明があった。

- (2) 都市計画の決定手続は、案の作成から決定までが比較的短期間のうちに行われ、また、同時期に複数の地区の計画策定手続が平行して行われることがあり得るという点に特徴がある。

このことから、本諮問に係る個人情報の提供・廃棄事務が、今後、繰り返し実施されることが予想される。

- (3) 個人情報の漏えい等の事故が発生する要因の一つとして、個人情報の取扱いが日常的に行われることにより、担当職員のセキュリティに関する意識が徐々に低下し、不注意等によるミスを生じる場合があることが挙げられる。

本諮問に係る事務については、上記のとおり、個人情報の提供・廃棄が複数回発生することが予想されるが、いずれの場合においても、個人情報の取扱いに関しては常に細心の注意を払い、事故等が発生することの無いよう求めるものである。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成27年1月29日	諮問及び審議
平成27年5月11日	答申

以 上